

資料編

1 計画策定の経過

(1) 検討経過

年月	取組内容
令和5年 4月	庁内庁議（計画の策定について）
令和5年 5月	庁外第1回宇都宮市農業振興対策審議会 ・ 市長からの諮問 ・ 第2次計画（後期計画）の取組状況等について
令和5年 6月	庁内第1回WG ・ これまでの取組を踏まえた現状と課題の整理 等
令和5年 7月	庁内第1回策定委員会 ・ これまでの取組を踏まえた現状と課題の整理 等 庁外第2回宇都宮市農業振興対策審議会 ・ 本市農業・農村の目指す姿，取組の方向性の検討 等
令和5年 8月	庁内第2回WG ・ 施策体系の整理 ・ リーディングプロジェクトの検討
令和5年10月	庁内第2回策定委員会 ・ 施策体系の整理 ・ リーディングプロジェクトの検討 庁内第3回WG ・ 地域別現状の整理 ・ 本市が目指す農業都市像の検討 ・ 地産地消と都市農業振興に関する取組方針の検討 等
令和5年11月	庁内第3回策定委員会 ・ 計画素案の検討 庁内関係部長会議 ・ 計画素案の検討 庁外第3回宇都宮市農業振興対策審議会 ・ 計画素案の検討 庁内政策会議 ・ 計画素案の検討
令和5年12月	市民意見パブリックコメントの実施
令和6年 1月	庁内第4回策定委員会 ・ パブリックコメントへの対応 庁外第4回宇都宮市農業振興対策審議会 ・ パブリックコメントへの対応 ・ 市長への諮問
令和6年 2月	庁内庁議（計画の決定・公表）

(2) 検討体制

ア 庁内組織における検討

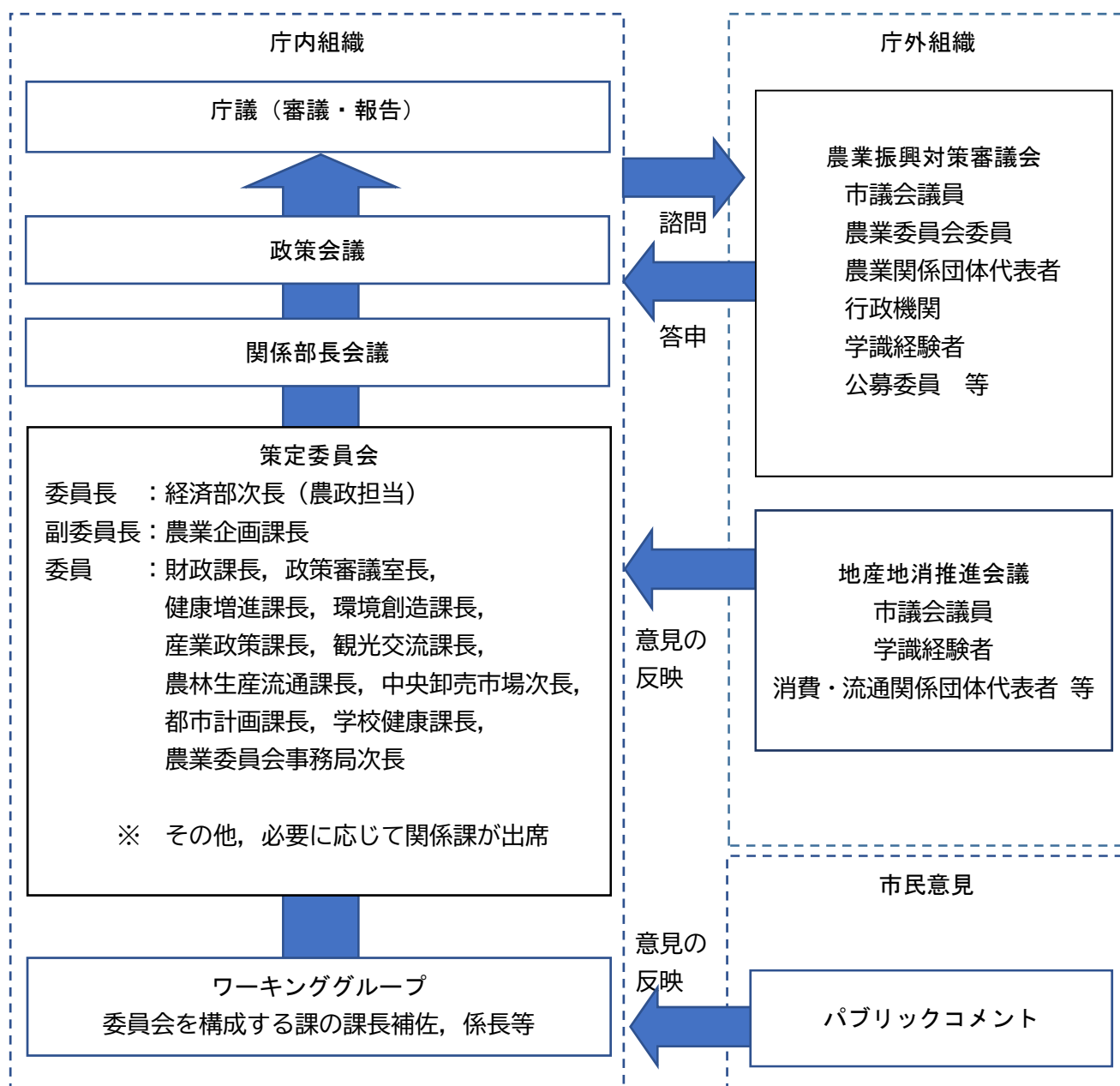
- ・ 計画策定委員会（役割：現状や展望の調査・分析，計画原案の作成）

イ 庁外組織における検討

- ・ 宇都宮市農業振興対策審議会（役割：計画原案の審議，市長の諮問に対する答申）
- ・ 宇都宮市地産地消推進会議（役割：地産地消に関する取組方針の検討）

ウ 市民意見の反映

- ・ パブリックコメント（役割：市民から幅広く意見聴取）



※ その他，農業者に対するアンケート調査や農業団体，流通関係者に対するヒアリング等により，本市農業・農村振興施策に関して様々な立場から幅広く意見を聴取し，計画の見直しに反映させた。

(3) 宇都宮市農業振興対策審議会

ア 役割

市長の諮問に応じ、総合農政の推進、農業地域の整備、農業構造改善事業の促進等農業振興対策に関する重要事項を調査審議すること（宇都宮市附属機関に関する条例第2条別表）

イ 名簿

No.	氏名	所属・役職名	区分
1	小林 紀夫	宇都宮市議会議員	宇都宮市議会
2	中塚 英範	宇都宮市議会議員	//
3	保坂 栄次	宇都宮市議会議員	//
4	佐藤 有俊	宇都宮市農業委員会 会長職務代理	農業委員会
5	櫻井 則子	宇都宮市農業委員会 会長職務代理	//
6	手塚 敏子	宇都宮市農業委員会 委員	//
7	佐藤 俊伸	宇都宮農業協同組合 代表理事組合長	農業団体
8	野澤 秀昭	宇都宮市土地改良協議会 会長	//
9	相良 史隆	宇都宮梨農業協同組合 理事	//
10	福田 嘉男	宇都宮市森林組合 代表理事組合長	//
11	坂寄 尚	JA うつのみや耕種受検組合 宇都宮支部長	農業関係組織
12	加藤 丈詞	JA うつのみや園芸振興協議会 宇都宮地区会長	//
13	所 洋子	JA うつのみや女性組織みどり会 会長	//
14	上野 和則	JA うつのみや青壮年部 部長	//
15	鈴木 和弘	宇都宮市畜産振興連絡協議会 会長	//
16	磯 徹	宇都宮市青少年クラブ協議会 会長	//
17	福田 松男	宇都宮市認定農業者連絡協議会 会長	//
18	田野実 栄一	宇都宮市農業公社 代表理事	//
19	阿部 恒久	栃木県河内農業振興事務所 所長	行政関係
20	杉田 直樹	宇都宮大学 准教授	学識経験者
21	加藤 一美	農事組合法人しのい夢ファーム 理事	特別委員 (集落営農)
22	川口 雅明	イオンアグリ創造株式会社 生産本部 本部長	// (企業参入)
23	林 書緯	株式会社グリーンデイズ 代表取締役	// (流通)
24	中村 明美	市民公募委員	//
25	吉村 慎子	市民公募委員	//

(4) 宇都宮市地産地消推進会議

ア 役割

地産地消推進計画の策定及びその他の地産地消に関する重要事項の決定に当たって、意見を述べること（宇都宮市地産地消の推進に関する条例）

イ 名簿

No.	氏名	所属・役職名	区分
1	福田 久美子	市議会議員	宇都宮市議会
2	若林 芽育	市議会議員	//
3	阿部 恒久	栃木県河内農業振興事務所 所長	学識経験者
4	西山 未真	宇都宮大学 教授	//
5	見形 繁	宇都宮農業協同組合 代表理事常務	関係団体の代表
6	野澤 克子	宇都宮市消費者友の会 会長	//
7	寺内 美栄子	宇都宮市農村生活研究グループ協議会 会長	//
8	手塚 安則	宇都宮市園芸振興連絡協議会 (上河内園芸振興推進協議会会長)	//
9	田野邊 大介	東一宇都宮青果株式会社 代表取締役社長	//
10	渡 邊 崇	栃木県飲食業生活衛生同業組合 常務理事兼事務局長	//
11	佐藤 弘大	公益社団法人 宇都宮青年会議所 常任理事	//
12	増渕 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会 会長	//
13	佐藤 要	宇都宮市PTA連合会 副会長	//
14	松本 謙	株式会社ファーマーズ・フォレスト 代表取締役社長	//
15	伊藤 元士	宇都宮青果商業協同組合 専務理事	//
16	斉藤 壮彦	株式会社東武宇都宮百貨店 食品・レストラン部 部長	//
17	山崎 裕希	株式会社オータニ 商品部青果部バイヤー	//
18	金原 恵美	株式会社 Cooking & Glow 代表取締役	//
19	高橋 立志	市民公募委員	その他
20	山口 美輝	市民公募委員	//

(5) 諮問・答申

ア 諮問

宮農企第226号
令和5年5月30日

宇都宮市農業振興対策審議会
会 長 杉 田 直 樹 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一
(経済部農業企画課扱)

「(仮称)第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の策定について(諮問)

本市農業行政の基本指針である「(仮称)第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の策定にあたり、貴審議会に諮問します。

イ 答申

令和6年1月26日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

宇都宮市農業振興対策審議会
会 長 杉 田 直 樹

「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の策定について(答申)

令和5年5月30日付宮農企第226号で諮問のあった「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の策定について、別紙のとおり答申します。

【答申内容】

1 これまでの取組評価と今後の方向性について

現状と課題については、現行計画の柱である「生産力」・「販売力」・「地域力」を基本に、「農業者」・「農地」・「作物生産」・「流通・消費」・「農村地域」のそれぞれの視点から、これまでの取組や社会経済情勢の変化等を捉えながら、統計データや意識調査等に基づき、現状を分析し、重点的な課題や今後の方向性を導出していることは妥当である。

2 本市が目指す農業都市像について

(1) 本市農業の役割

「食料・農業・農村基本法」見直しの経過を踏まえ、食料安全保障の強化に向けた「食料の安定供給の確保」と脱炭素社会の実現に向けた「持続可能な農業の実現」、現行計画から継続して位置付ける「多面的機能の発揮」を本市農業の役割として位置付け、本市農業・農村の発展に取り組むことは妥当である。

(2) 基本理念（あるべき状態）

本市農業・農村の持続的な発展に不可欠な「農業者」・「消費者」・「地域コミュニティ」の3つの視点から、それぞれの基本理念（あるべき状態）を掲げていることは妥当である。

また、産業としての農業の発展に向けて、「農業者」が職業としての魅力を感じる状態や、脱炭素社会の実現に向けて、「農業者」と「消費者」が環境配慮を意識する状態を基本理念（あるべき状態）に盛り込んでいることは妥当である。

(3) 目指す農業・農村構造

高齢化等により農業者の減少が見込まれる中、農業者の経営規模拡大や法人化、企業参入の推進などの大規模な担い手の確保による集積・集約化と合わせて、本市独自に、副業的農家や小規模農家を「農地の守り手・支え手」として農地を担う主体の一つに位置付け、農地の集積や保全に取り組むことは妥当である。

3 「農業王国うつのみや戦略プラン」について

目指す農業都市像を具現化していくための施策事業を戦略的かつ重点的に進めていくため、産業政策の視点から「稼げる農業の実現」と、地域政策の視点から「つながる農業の実現」を戦略プランに掲げ、その中で、引き続き、農業を魅力ある職業にしていくための「農業者の所得向上」や「農産物の価値向上」、良好な農業・農村環境を維持するための「地域とのつながり」をプロジェクトのテーマとしていることや、新たに、環境意識の高まりなど、社会経済情勢の動向を捉えながら、「グリーン農業の推進」をテーマとし、それぞれに具体的な目標を設定していることは妥当である。

特に、「稼げる農業の実現」に向け、「担い手の営農技術・経営管理に係る経営発展支援」や「AIやIoTなどのデジタル技術を活用した農業技術の普及」、「需要の見込める麦・露地野菜等への作付転換の促進」、「農業者の経営方針に応じた販路の開拓支援」、「地域循環経済の活性化につながる地産地消の推進」に取り組むことは重要であり、評価できる。

また、今後、更なる環境意識の高まりが見込まれる中、グリーン農業の推進にあたっては、特に、有機農業について、より具体的な取組方針を検討されたい。

4 基本施策の展開について

「農業者」・「農地」・「作物生産」・「販路・消費」・「農村地域」のそれぞれの視点から分析した現状と課題を踏まえた上で、「人づくり」・「基盤づくり」・「生産流通体制づくり」・「地域づくり」を新たな施策の柱として、基本施策と個別施策を設け、体系的に施策事業を整理し、10年後の見通しを踏まえた目標値を設定していることは妥当である。

その中で、食料自給率向上への貢献と食料の安定供給体制の確保に向け、「人づくり」・「基盤づくり」の強化に取り組み、大規模な担い手に加え、農地の引き受け手の確保・育成や作業効率の高い基盤整備と合わせた担い手等への農地の集約化を促進し、生産性の高い地域営農体制づくりに取り組むことは重要であり、評価できる。

なお、施策事業の実施に当たっては、特に、以下の点に配慮されたい。

(1) 人づくり

- ・ 「新規就農の確保・育成」にあたっては、新規就農者や雇用就農者として、宇都宮市で就農を希望する若者を呼び込むことが重要であることから、より農業にチャレンジしやすい環境づくりに努めること。
- ・ 「担い手の経営力の向上支援」にあたっては、市として農業政策の方向性や稼げる経営モデル等を示しながら、若い農業者が中長期的な経営目標や企業経営的な視点を持ち、自信を持って農業経営に取り組めるよう支援体制の強化に努めること。
- ・ 「多様な農業人材の確保」にあたっては、定年帰農者等が就農しやすい環境づくりに努めること。

(2) 基盤づくり

- ・ 「農地の維持・保全」にあたっては、農業者の減少に伴い、耕作されない農地の増加が見込まれる中、地域計画に係る会合等の機会を捉え、地元の声を聞きながら、耕作しやすい基盤整備を積極的に推進するとともに、公益的な役割を果たす生産法人の検討など、実効性の高い対策の実施に努めること。

(3) 生産流通体制づくり

- ・ 「需要に応じた作物の生産振興」にあたっては、特に、土地利用型農業において、主食用米から作付転換を進める上で、国の水田農業政策が大きく変化する中、適宜、農業者にヒアリングを行うなど、現場の課題を把握しながら、支援の強化を検討されたい。
- ・ 「農業DX（デジタル・トランスフォーメーション）・スマート農業の推進」・「グリーン農業の推進」にあたっては、情報収集に努め、更なる生産性向上や環境負荷低減等に資する新たな技術の開発状況等を踏まえた支援を検討されたい。
- ・ 「宇都宮産農産物の販路・流通拡大」にあたっては、宇都宮産農産物のブランド力や市場認知度を高めるため、市内イベントや他市との経済交流の機会等を活用し、積極的な魅力PRに努めること。

(4) 地域づくり

- ・ 「良好な農村環境の維持」にあたっては、今後の地域計画策定を通じて、地域の現状を把握し、地域の実情に合った支援に努めること。
- ・ 「農育・食育の推進」にあたっては、学校教育との連携などに加え、分野横断的な取組を強化し、ライフステージに応じた理解醸成に努めること。

5 地産地消推進計画

「宇都宮市地産地消推進会議」における議論を十分に反映し、手に入れやすい環境の整備や市民全体で支え合う関係性の強化など、地産地消の推進に向けた必要な取組を位置付けていることは妥当である。

また、新たにグリーン農業の普及の視点を加え、消費者の理解促進や需要拡大に向けた取組を位置付けていることは妥当である。

6 都市農業振興基本計画

都市農業の振興を図るため、新たに「生産緑地制度」を活用した都市農地の保全の取組を位置付けていることは妥当である。

また、農地の保全に加え、市民が身近に農業と触れ合えるよう、地産地消や交流・体験の場として、都市農地を活用する取組を位置付けていることは妥当である。

7 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

農業・農村振興に関わる取組主体が、相互に連携しながら、本市が目指す農業都市像を実現するため、「農業者」「農業団体」「商工観光事業者・団体」「市民（消費者・地域コミュニティ）」「行政」の役割に応じた具体的な取組の方向性を示していることは妥当である。

特に、「農業者」と「市民（消費者・地域コミュニティ）」の役割に、環境対策の視点を加えることや、物流の2024年問題等も踏まえ、「農業団体」と「行政」の連携をより強化し、物流までを捉えた戦略的なマーケティングによる産地づくりを役割に加えていることは妥当である。

また、施策事業の実施にあたっては、農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中、本市農業の持続的な発展に向けて、これらの取組主体が一体となって、計画に掲げる農業都市像や目標を共有しながら、相互の役割を認識し、連携を図りながら、農業・農村振興に取り組むことが何より重要であることから、連携体制の更なる強化に努めること。

(2) 計画の進行管理

施策目標等の達成状況を定期的に評価し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の見直しを行いながら、進行管理を進めていくことは妥当である。

また、進行管理にあたっては、計画に掲げる目標だけでなく、適宜、アンケート調査やヒアリング調査等を行いながら、実際の行動変容や現場のニーズを踏まえた取組の評価や施策事業の見直しを検討されたい。

2 本市農業の地域別の状況

【北部地域】

ア 篠井地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
2,168人	108(3.2%)	63.9%	10.2%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
459ha(4.8%)	416ha(5.0%)	30ha(3.6%)	13ha(4.3%)

土地利用	- 経営耕地は459haであり、市全体の4.8%を占めており、田416ha、畑30ha、樹園地13haとなっています。 - 地区内の経営耕地の90%以上が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は108経営体であり、市全体の3.2%を占めています。 - 農業経営体が少ない地区であり、65歳以上経営主割合は、63.9%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が10.2%と他地区と比較して高くなっています。
農資源	観光農園（りんご）、篠井農産加工所、篠井地区ライスセンター
地域計画	篠井地区

イ 富屋地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
3,358人	110(3.3%)	61.8%	10.0%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
388ha(4.1%)	360ha(4.3%)	20ha(2.4%)	8ha(2.7%)

土地利用	- 経営耕地面積は388haであり、市全体の4.1%を占めており、田360ha、畑20ha、樹園地8haとなっています。 - 地区内の経営耕地の90%以上が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は110経営体であり、市全体の3.3%を占めており、農業経営体が少ない地区で、65歳以上経営主割合は、61.8%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が10.0%と他地区と比較して高くなっています。
地域計画	富屋地区

ウ 国本地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
15,123人	189(5.7%)	61.9%	6.9%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
402ha(4.2%)	324ha(3.9%)	70ha(8.4%)	8ha(2.7%)

土地利用	- 経営耕地面積は402haとなっており、市全体の4.2%を占めており、田324ha、畑70ha、樹園地8haとなっています。 - 地区内の経営耕地については、田が80%以上ですが、畑も17.4%と他地区と比較して多くなっています。
農業者	- 農業経営体は189経営体であり、市全体の5.7%を占めており、65歳以上経営主割合は61.9%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が6.9%となっています。 - 他地区と比較して、いも類、花き類・花木を作付する経営体が多くなっています。
農資源	新里ねぎ、道の駅 ろまんちっく村
地域計画	国本地区

【西部地域】

ア 城山地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
22,530人	250(7.5%)	57.2%	15.6%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
626ha(6.6%)	417ha(5.0%)	127ha(15.3%)	82ha(27.4%)

土地利用	- 経営耕地面積は626haであり、市全体の6.6%を占めており、田417ha、畑127ha、樹園地82haとなっています。 - 他地区と比較して、畑が20%以上、樹園地が10%以上と高くなっています。
農業者	- 農業経営体は250経営体であり、市全体の7.5%を占めており、65歳以上経営主割合は、57.2%と市内で最も高齢化率の低い地区となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が15.6%と高くなっています。 - 他地区と比較して、いも類、果樹類を作付する経営体が多くなっています。
農資源	大谷夏いちご、大谷観光拠点、城山地区ライスセンター、西部選果場
地域計画	城山地区

イ 姿川地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
57,326人	213(6.4%)	68.1%	6.1%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
512ha(5.4%)	419ha(5.0%)	80ha(9.6%)	13ha(4.3%)

土地利用	- 経営耕地面積は512haであり、市全体の5.4%を占めており、田419ha、畑80ha、樹園地13haとなっています。 - 地区内の経営耕地の80%以上が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は213経営体であり、市内の6.4%を占めており、65歳以上経営主割合は68.1%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上の経営体が6.1%となっています。
地域計画	姿川地区

【南部地域】

ア 横川地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
36,731人	234(7.0%)	63.2%	12.0%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
549ha(5.8%)	493ha(5.9%)	55ha(6.6%)	1ha(0.3%)

土地利用	- 経営耕地面積は549haであり、市全体の5.8%を占めており、田493ha、畑55ha、樹園地1haとなっています。 - 地区内の経営耕地の約90%が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は234経営体であり、市全体の7.0%を占めており、65歳以上経営主割合は、63.2%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が12.0%となっています。
農資源	宇都宮牛
地域計画	横川地区

イ 瑞穂野地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
9,833人	249(7.5%)	63.1%	11.6%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
524ha(5.5%)	483ha(5.8%)	38ha(4.6%)	2ha(0.7%)

土地利用	- 経営耕地面積は524haであり、市全体の5.5%を占めており、田483ha、畑38ha、樹園地2haとなっています。 - 地区内の経営耕地の約90%が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体数は249経営体であり、市全体の7.5%を占めており、65歳以上経営主割合は63.1%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上の経営体が11.6%となっています。 - 他地区と比較して、野菜類を作付する経営体が多くなっています。
地域計画	瑞穂野南地区・瑞穂野北地区

ウ 雀宮地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
40,304人	216(6.5%)	60.2%	8.3%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
441ha(4.7%)	387ha(4.6%)	37ha(4.5%)	16ha(5.4%)

土地利用	- 経営耕地面積は441haであり、市全体の4.7%を占めており、田387ha、畑37ha、樹園地16haとなっています。 - 地区内の経営耕地の約90%が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は216経営体であり、市全体の6.5%を占めており、65歳以上経営主割合は60.2%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上の経営体が8.3%となっています。
地域計画	雀宮西部地区、雀宮中部地区、雀宮東部地区

【東部地域】

ア 豊郷地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
39,634人	214(6.4%)	62.1%	5.1%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
551ha(5.8%)	505ha(6.1%)	34ha(4.1%)	11ha(3.7%)

土地利用	- 経営耕地面積は551haであり、市全体の5.8%を占めており、田505ha、畑34ha、樹園地11haとなっています。 - 地区内の経営耕地の90%以上が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は214経営体であり、市全体の6.4%を占めており、65歳以上経営主割合は62.1%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上の経営体が5.1%となっています。
農資源	豊郷地区カントリーエレベーター
地域計画	豊郷地区

イ 平石地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
30,686人	278(8.6%)	60.6%	8.0%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
718ha(7.6%)	652ha(7.8%)	44ha(5.3%)	22ha(7.4%)

土地利用	- 経営耕地面積は718haであり、市全体の7.6%を占めており、田652ha、畑44ha、樹園地22haとなっています。 - 地区内の経営耕地の90%以上が田であり、水稻が盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体数は278経営体であり、市全体の8.6%を占めており、65歳以上経営主割合は60.6%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上の経営体が8.0%となっています。 - 他地区と比較して、麦類を作付する経営体が多くなっています。
農資源	東部地区カントリーエレベーター
地域計画	平出地区、石井地区

ウ 清原地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
31,338人	303(9.1%)	60.7%	20.1%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
749ha(7.9%)	498ha(6.0%)	164ha(19.8%)	88ha(29.4%)

土地利用	- 経営耕地面積は749haであり、市全体の7.9%を占めており、田498ha、畑164ha、樹園地88haとなっています。 - 他地区と比較して、田の割合が低く、畑、樹園地の割合が高くなっています。
農業者	- 農業経営体数は303経営体であり、市全体の9.1%となっており、65歳以上経営主割合は60.7%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が20.1%と他地区と比較して最も高い割合となっています。 - 他地区と比較して、野菜類、果樹類、花き類・花木を作付する経営体が多くなっています。
地域計画	清原地区

【上河内地域】

ア 上河内地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
9,130人	471(14.1%)	65.6%	9.3%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
1,626ha(17.2%)	1,559ha(18.7%)	64ha(7.7%)	3ha(1.0%)

土地利用	- 経営耕地面積は1,626haであり、市全体の17.2%を占めており、田1,559ha、畑64ha、樹園地3haとなっています。 - 地区内の経営耕地の95%以上が田であり、水稻が非常に盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体数は471経営体であり、市全体の14.1%を占めており、65歳以上経営主割合は65.6%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が9.3%となっています。 - 他地区と比較して、麦類、豆類、野菜類を作付する経営体が多くなっています。
農資源	北部カントリーエレベーター
地域計画	羽黒地区・絹島地区

【河内地域】

ア 河内地区



人口	農業経営体数	65歳以上 経営主割合	1,000万円以上 農産物販売規模
34,069人	455(13.7%)	60.2%	13.6%
経営耕地面積	田	畑	樹園地
1,897ha(20.0%)	1,806ha(21.6%)	60ha(7.2%)	31ha(10.4%)

土地利用	- 経営耕地面積は1,897haであり、市全体の20.0%を占めており、田1,806ha、畑60ha、樹園地31haとなっています。 - 地区内の経営耕地の95%以上が田であり、水稻が非常に盛んな地域となっています。
農業者	- 農業経営体は455経営体となっており、市の13.7%が所在し、高齢化率は60.2%となっています。 - 農産物販売金額規模別経営体割合は、1,000万円以上が13.6%となっています。 - 他地区と比較して、麦類、豆類、野菜類を作付する経営体が多くなっています。
農資源	河内カントリーエレベーター・ライスセンター
地域計画	田原地区、白沢地区、古里地区

3 農業者アンケート調査(令和4年度実施)

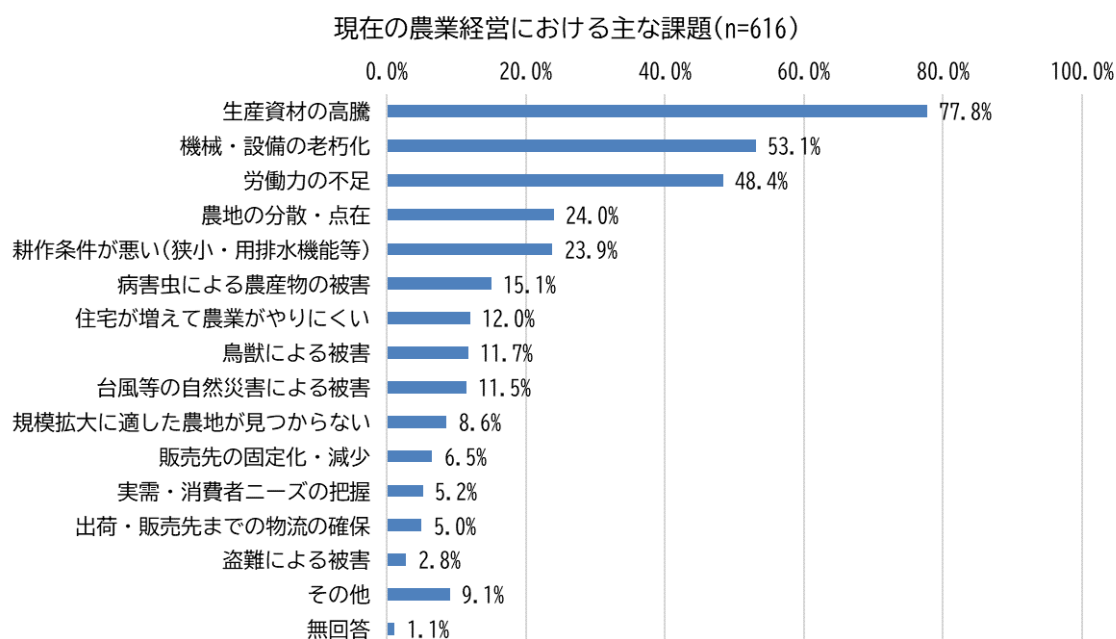
(1) 調査概要

調査名称	(仮称)第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画策定に係る農業者アンケート調査
調査期間	2022年10月28日(発送)～2022年11月14日(〆切)
調査対象	市内農業者(認定農業者・中心経営体・守り手) 1,065 戸
回収数	616 通(回収率:57.8%)

(2) 調査結果(一部抜粋)

① 現在の農業経営における主な課題

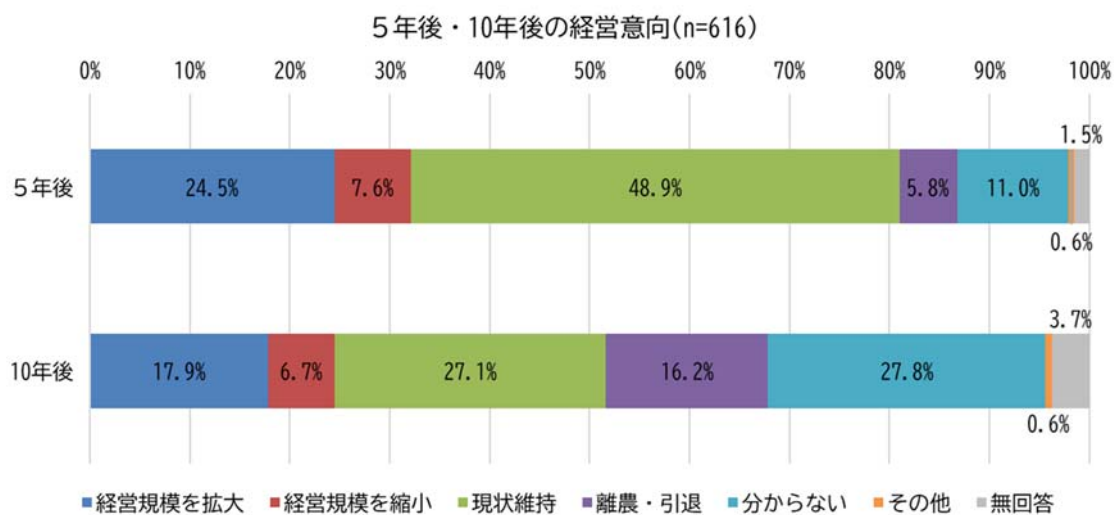
回答者の現在の農業経営における主な課題は、生産資材の高騰が77.8%と最も多く、次いで、機械・設備の老朽化53.1%、労働力の不足48.4%でした。そのほか、農地の分散・点在24.0%、耕作条件が悪い(狭小・用排水機能など)23.9%と多くの回答者が農業経営の課題としています。



② 今後の農業経営意向

回答者の5年後の経営意向は、現状維持が48.9%と最も高く、次いで、経営規模を拡大24.5%、わからない11.0%、経営規模を縮小7.6%でした。

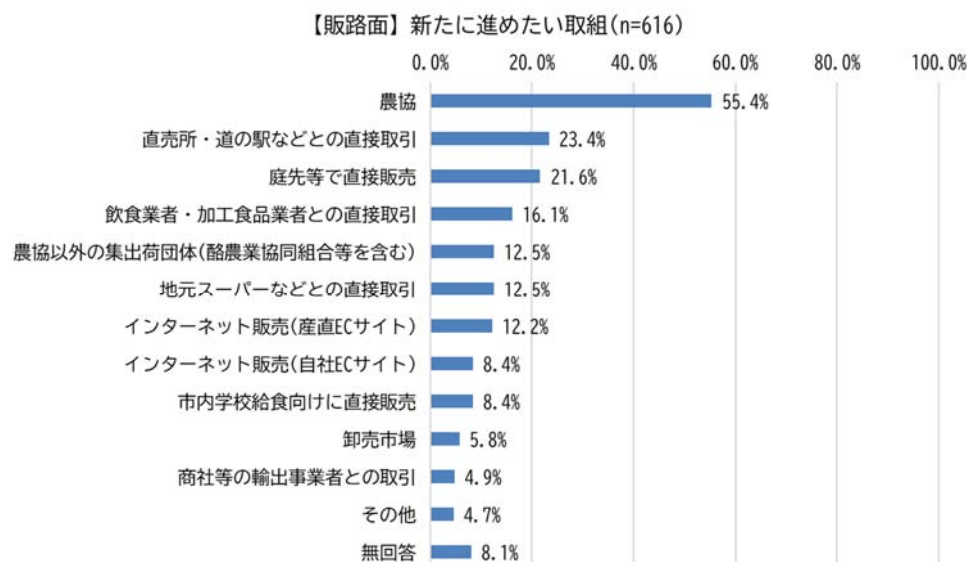
回答者の10年後の経営意向は、わからないが27.8%と最も高く、次いで、現状維持27.1%、経営規模を拡大17.9%、離農・引退16.2%でした。



③ 農業経営の強化意向

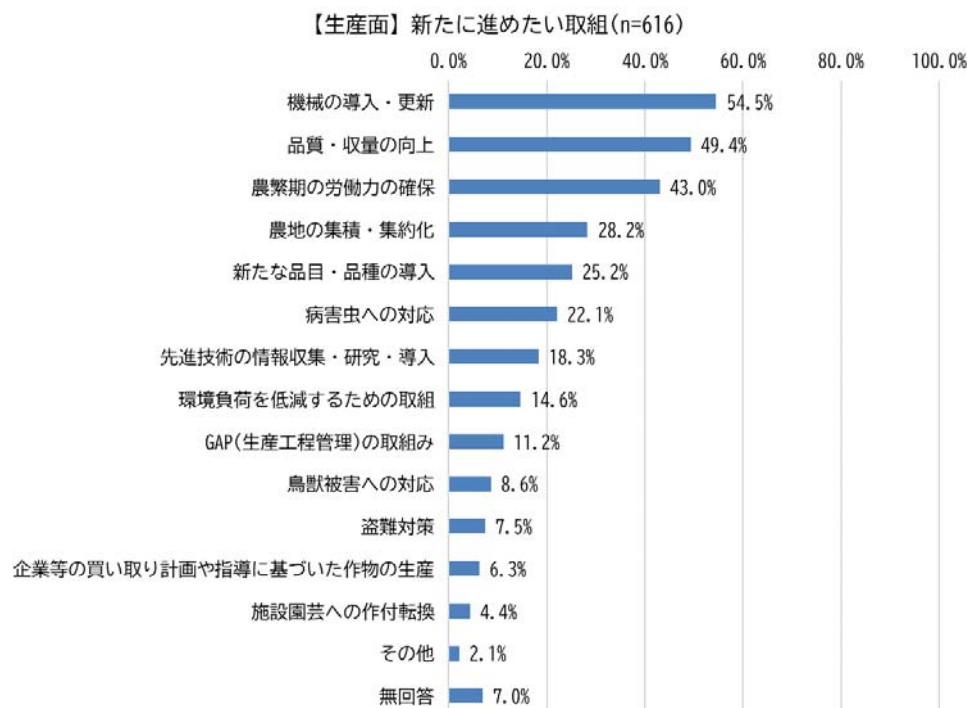
【販路】

販路に関する農業経営の強化意向について、農協が 55.4%と最も高く、次いで、直売所・道の駅などとの直接取引 23.4%、庭先等で直接販売 21.6%でした。



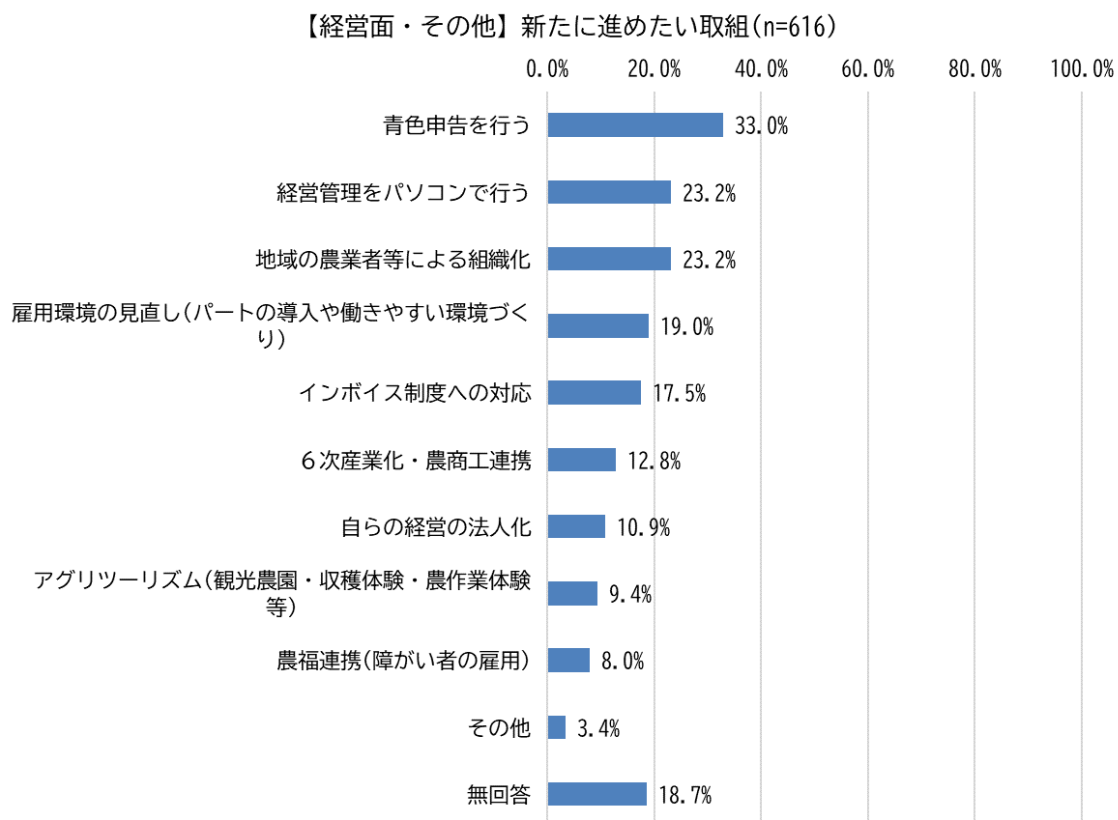
【生産面】

生産面に関する農業経営の強化意向について、機械の導入・更新が 54.5%と最も高く、次いで、品質・収量の向上 49.4%、農繁期の労働力の確保 43.0%でした。



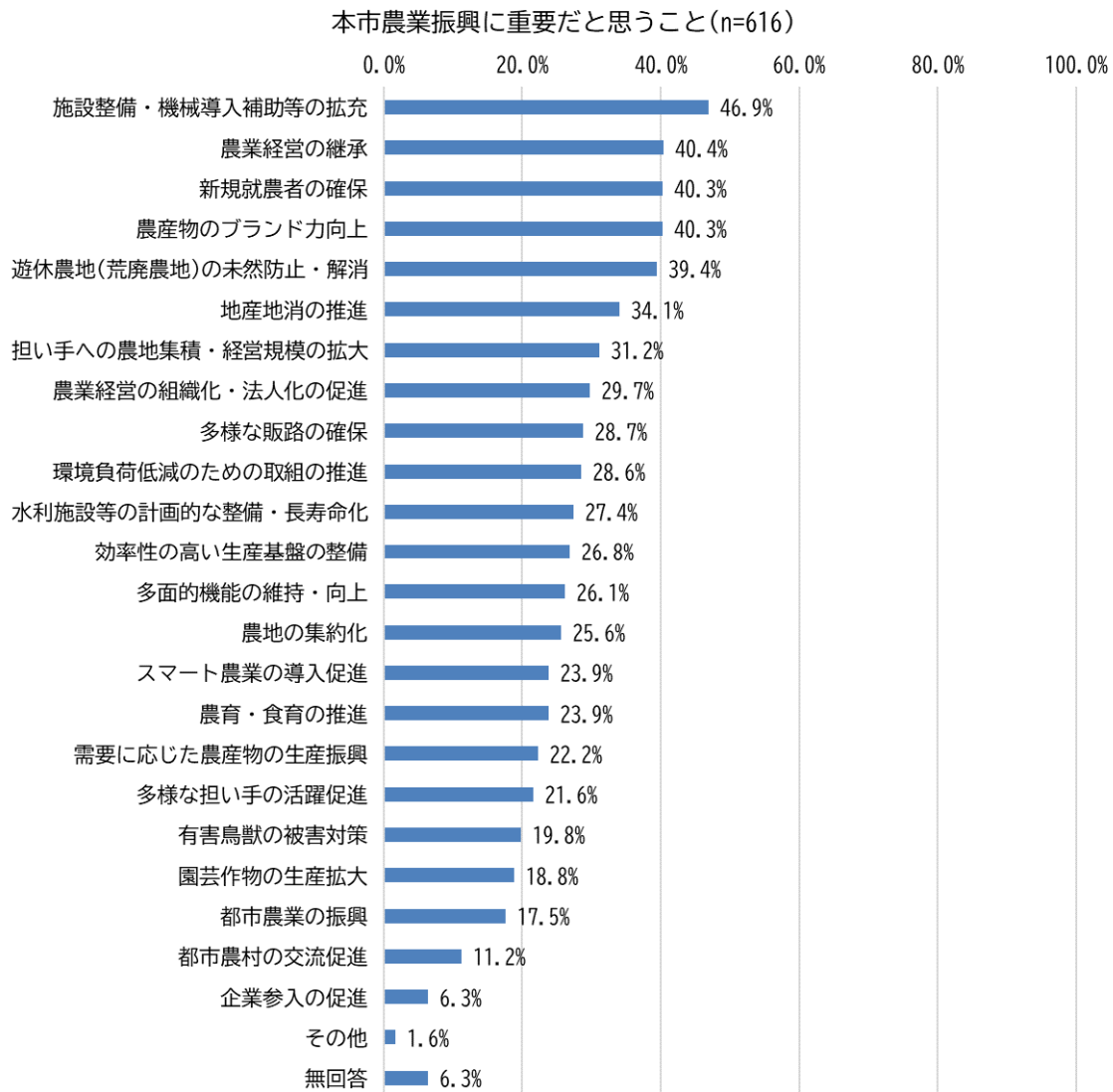
【経営面・その他】

経営面・その他に関する農業経営の強化意向について、青色申告を行う 33.0%と最も多く、次いで、経営管理をパソコンで行う 23.2%, 地域の農業者等による組織化 23.2%でした。



④ 宇都宮市の農業振興に向けて重要なこと

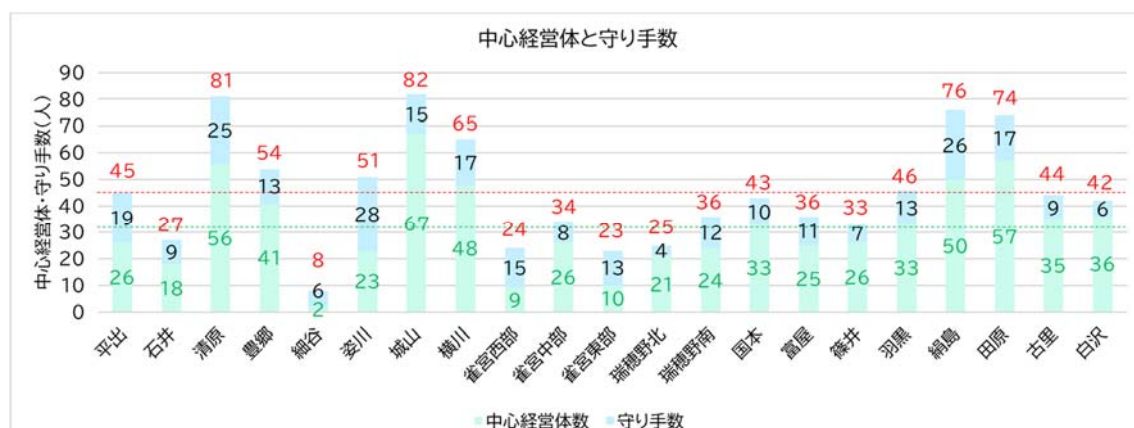
宇都宮市の農業振興に向けて重要なことは、施設整備・機械導入補助等の拡充が46.9%と最も高く、次いで、農業経営の継承40.4%、新規就農者の確保40.3%、農産物のブランド力向上40.3%、遊休農地(荒廃農地)の未然防止・解消39.4%でした。



4 宇都宮市 21 地区の分析結果(令和5年2月末時点)

(1) 各地区の「中心経営体」・「農地の守り手・支え手」数

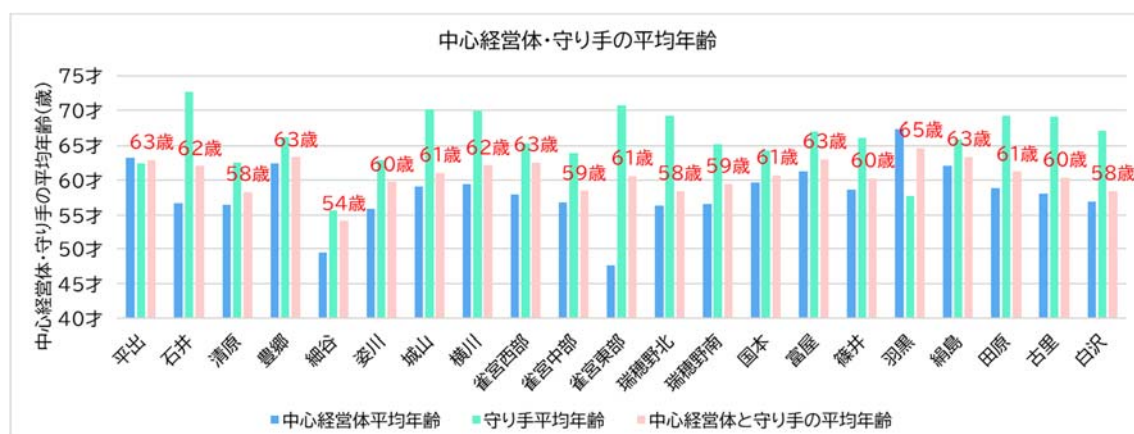
宇都宮市の中心経営体・守り手数は、中心経営体 605 経営体、守り手 278 経営体となっています。地区別の中心経営体の平均数は、32 経営体であり、中心経営体・守り手の平均数は 45 経営体となっています。中心経営体・守り手数の多い地区は、清原、豊郷、姿川、城山、横川、羽黒、絹島、田原となっています。



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

(2) 各地区の「中心経営体」・「農地の守り手・支え手」の平均年齢

宇都宮市の中心経営体・守り手の平均年齢は、中心経営体 58 歳、守り手 66 歳、中心経営体・守り手 61 歳となっています。中心経営体・守り手の平均年齢の高い地区は、平出、石井、豊郷、横川、雀宮西部、富屋、羽黒、絹島となっています。

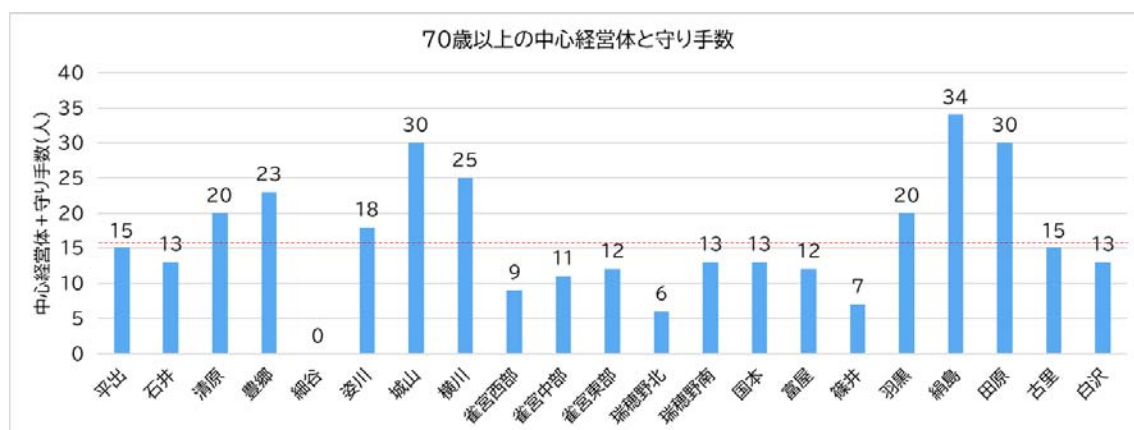


※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

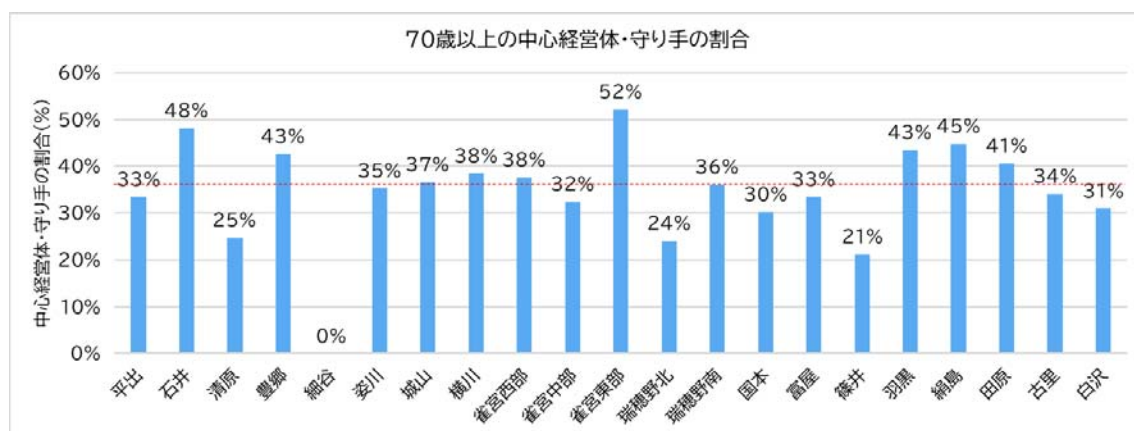
(3) 各地区の70歳以上の「中心経営体」・「農地の守り手・支え手」数と割合

各地区の70歳以上の中心経営体・守り手数について、宇都宮市の平均は16人となっています。70歳以上の中心経営体・守り手数の多い地区は、清原、豊郷、姿川、城山、横川、羽黒、絹島、田原となっています。

70歳以上の中心経営体・守り手数割合について、宇都宮市の平均は36%となっており、70歳以上の中心経営体・守り手数割合の多い地区は、石井、豊郷、城山、横川、雀宮西部、雀宮東部、羽黒、絹島、田原となっています。



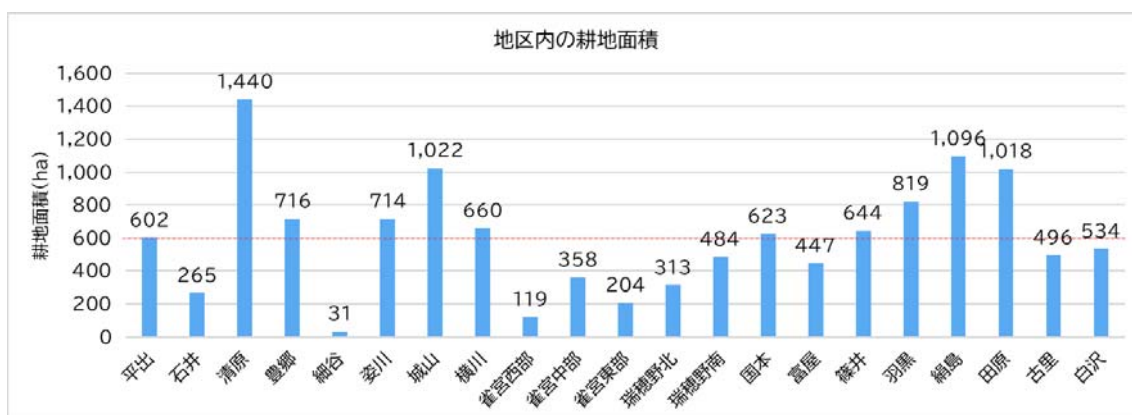
※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」



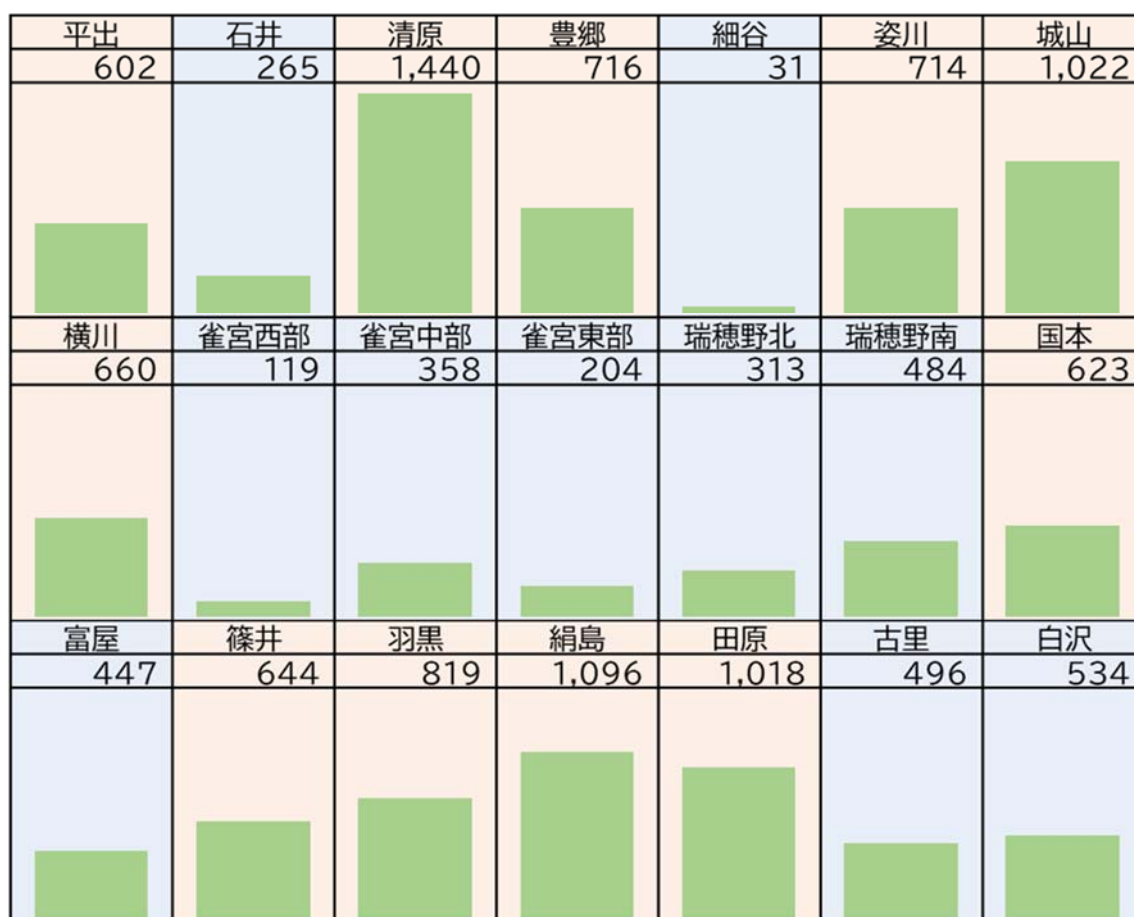
※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

(4) 各地区の耕地面積

各地区の耕地面積について、宇都宮市の平均は 600ha となっています。耕地面積の多い地区は、平出、清原、豊郷、姿川、城山、横川、国本、篠井、羽黒、絹島、田原となっています。



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ 市平均より、大きい地区は■, 小さい地区は■

(5) 各地区の70歳以上の耕作面積と割合

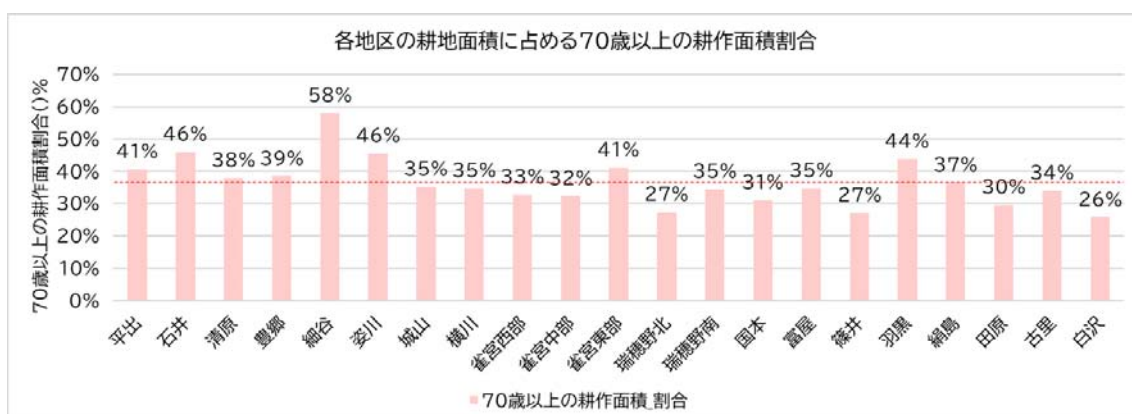
各地区の70歳以上の耕作面積について、宇都宮市の平均は355haとなっています。70歳以上の耕作面積の多い地区は、清原、姿川、城山、羽黒、絹島、田原となっています。

各地区の耕地面積に占める70歳以上の耕作面積割合は、宇都宮市の平均は37%となっており、70歳以上の耕作面積割合の高い地区は、平出、石井、細谷、姿川、雀宮東部、羽黒となっています。



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算



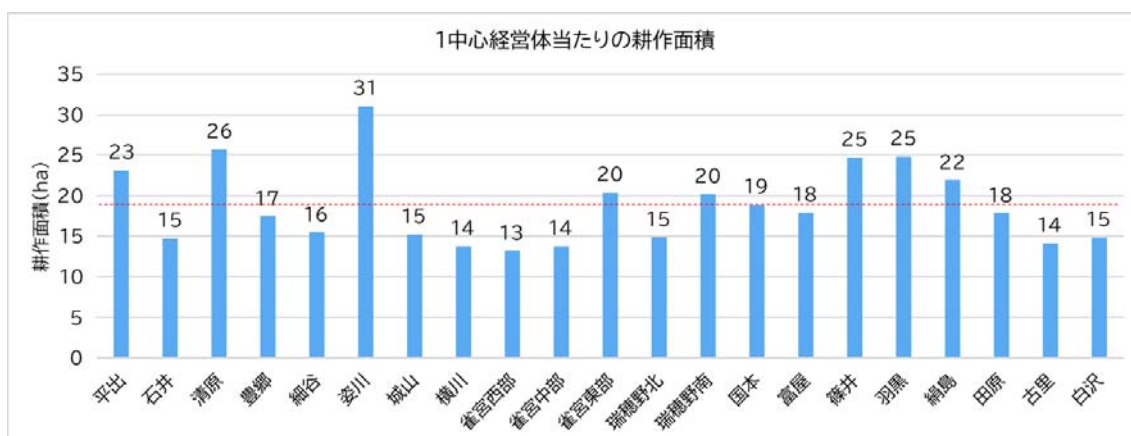
※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算

(6) 各地区の「中心経営体」・「農地の守り手・支え手」の1経営体あたりの耕作面積

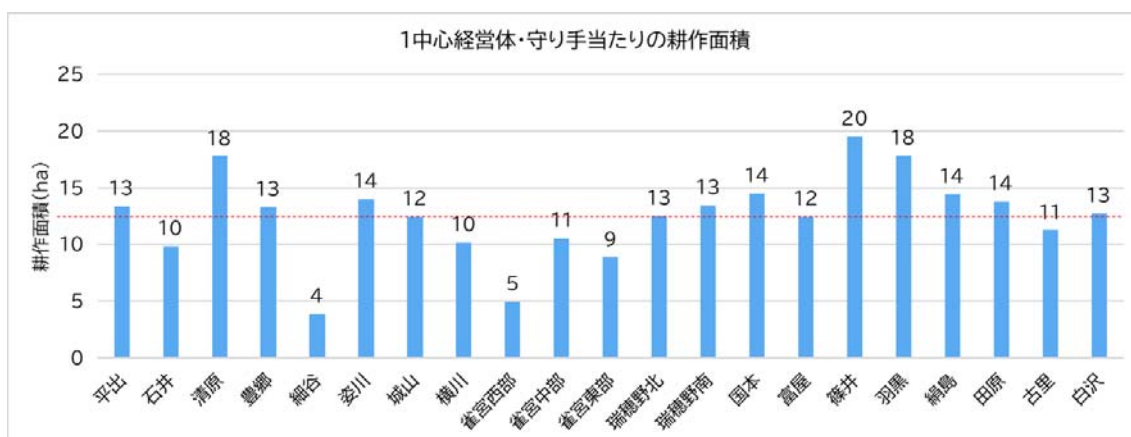
各地区の1中心経営体あたりの耕作面積について、宇都宮市の平均は、19ha となっています。1中心経営体あたりの耕作面積の多い地区は、平出、清原、姿川、雀宮東部、瑞穂野南、篠井、羽黒、絹島となっています。

各地区の1中心経営体・守り手あたりの耕作面積について、宇都宮市の平均は、13ha となっており、1中心経営体・守り手あたりの耕作面積の多い地区は、清原、姿川、国本、篠井、羽黒、絹島、田原となっています。



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

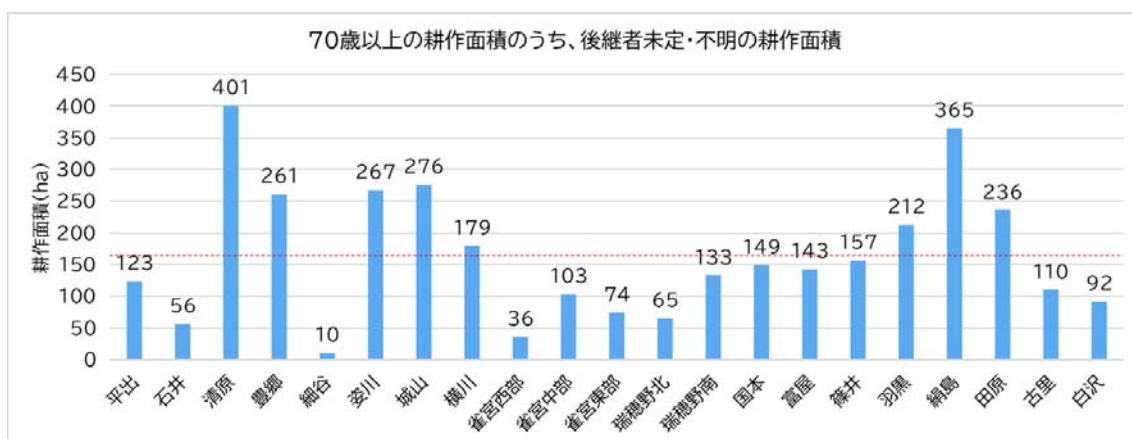
※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算

(7) 後継者未定・不明の耕作面積

70 歳以上の耕作面積のうち、後継者未定・不明の耕作面積について、宇都宮市の平均は 164ha となっています。後継者未定・不明の耕作面積の多い地区は、清原、豊郷、姿川、城山、羽黒、絹島、田原となっています。

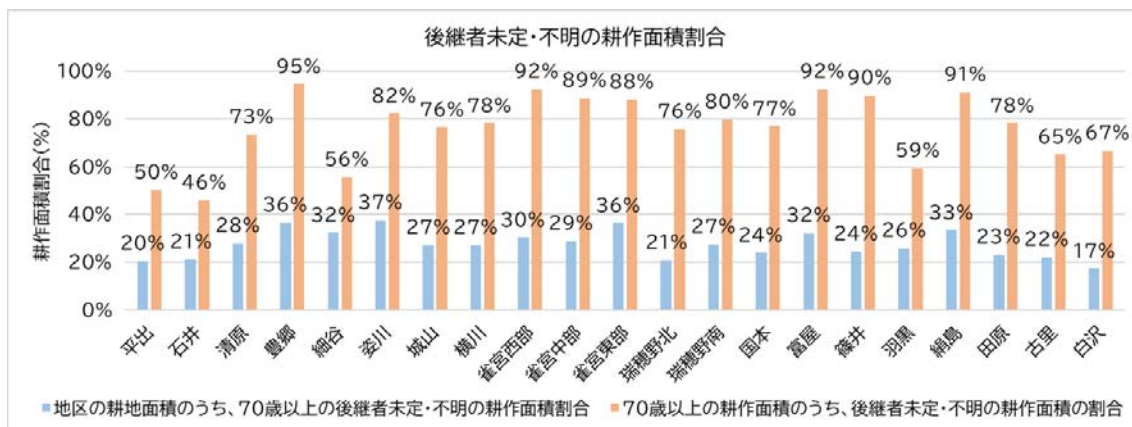
地区内の耕地面積のうち、70 歳以上の耕作面積の後継者未定・不明の耕作面積割合について、宇都宮市の平均は 27% となっており、後継者未定・不明の耕作面積割合の高い地区は、豊郷、細谷、姿川、雀宮西部、雀宮東部、富屋、絹島となっています。

70 歳以上の耕作面積のうち、後継者未定・不明の耕作面積割合について、宇都宮市の平均は、76% となっており、後継者未定・不明の耕作面積割合の高い地区は、豊郷、雀宮西部、富屋、篠井、絹島となっています。農業者が 70 歳以上になった時に、後継者未定・不明の場合は、平均 76% の確率で耕作放棄地になる可能性があります。



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算



※ 宇都宮市「実質化された人・農地プラン」

※ アンケートの回答者の耕作面積が地区内の耕地面積として計算

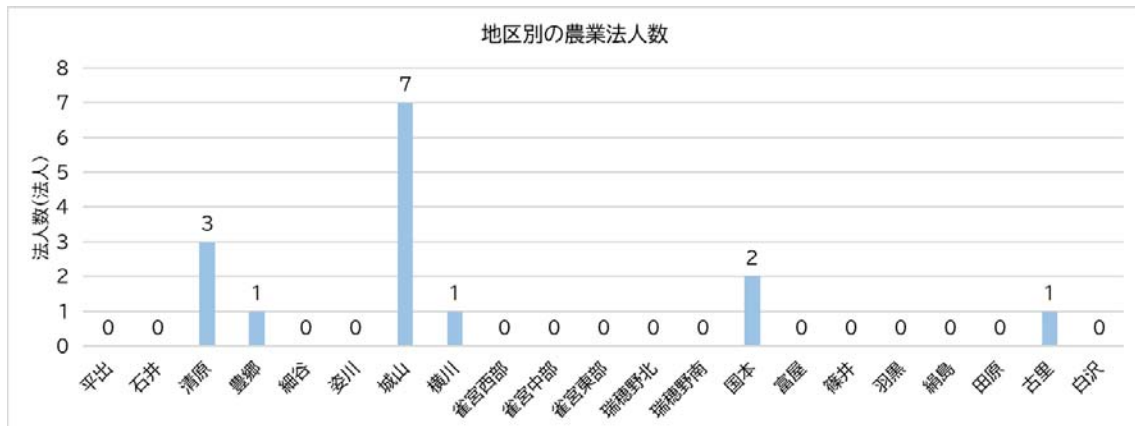
(8) 人・農地プランのデータまとめ

荒廃農地となる可能性のある耕地面積の多い地区は、清原 146ha、羽黒 146ha、平出 122ha となっています。荒廃農地となる可能性のある耕地面積を新たな中心経営体・守り手に耕作してもらう場合（1 中心経営体・守り手当たりの耕作面積分）、必要な担い手数の多い地区は、平出 10 人、清原 9 人、羽黒 9 人となっています。

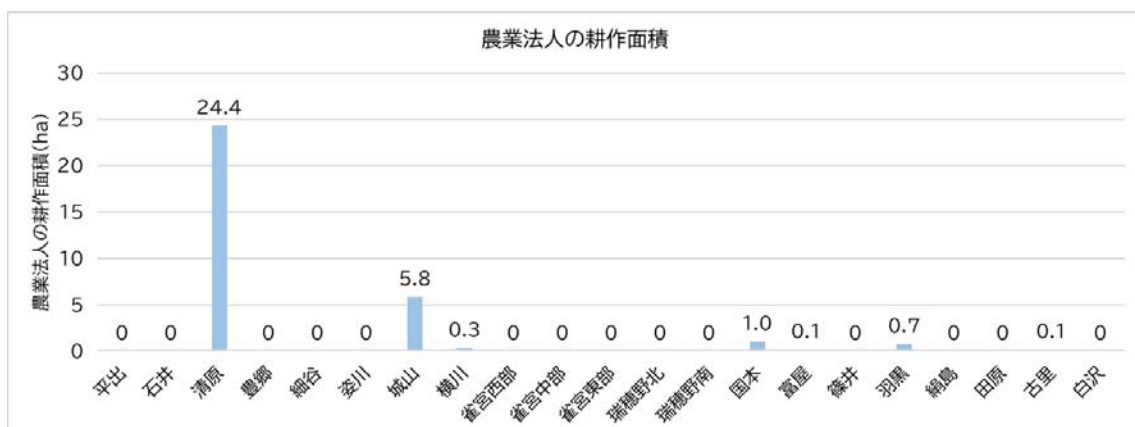
地区	(担い手) 中心経営体 守り手	70歳以上 の中心経営 体・守り手 の割合	耕地面積	1中心経営 体・守り手 当たりの耕 作面積	後継者未 定・不明の 耕作面積	新たに耕作 する意向の ある耕地面 積	荒廃農地と なる可能性 のある耕地 面積	荒廃農地を 耕作するの に必要な担 い手数
平出	45経営体	33%	602ha	13ha	123ha	84ha	122ha	10人
石井	27経営体	48%	265ha	10ha	56ha	54ha	66ha	7人
清原	81経営体	25%	1,440ha	18ha	401ha	198ha	146ha	9人
豊郷	54経営体	43%	716ha	13ha	261ha	111ha	15ha	2人
細谷	8経営体	0%	31ha	4ha	10ha	0ha	8ha	3人
姿川	51経営体	35%	714ha	14ha	267ha	88ha	58ha	5人
城山	82経営体	37%	1,022ha	12ha	276ha	115ha	85ha	7人
横川	65経営体	38%	660ha	10ha	179ha	109ha	50ha	5人
雀宮西部	24経営体	38%	119ha	5ha	36ha	23ha	3ha	1人
雀宮中部	34経営体	32%	358ha	11ha	103ha	121ha	13ha	2人
雀宮東部	23経営体	52%	204ha	9ha	74ha	17ha	10ha	2人
瑞穂野北	25経営体	24%	313ha	13ha	65ha	42ha	21ha	2人
瑞穂野南	36経営体	36%	484ha	13ha	133ha	149ha	34ha	3人
国本	43経営体	30%	623ha	14ha	149ha	84ha	45ha	4人
富屋	36経営体	33%	447ha	12ha	143ha	70ha	12ha	1人
篠井	33経営体	21%	644ha	20ha	157ha	55ha	18ha	1人
羽黒	46経営体	43%	819ha	18ha	212ha	134ha	146ha	9人
絹島	76経営体	45%	1,096ha	14ha	365ha	249ha	36ha	3人
田原	74経営体	41%	1,018ha	14ha	236ha	109ha	66ha	5人
古里	44経営体	34%	496ha	11ha	110ha	82ha	59ha	6人
白沢	42経営体	31%	534ha	13ha	92ha	98ha	46ha	4人
平均	45経営体	36%	600ha	12ha	164ha	95ha	50ha	5人

(9) 地区別の農業法人数

地区別の農業法人数は、城山が7法人と多く、次いで清原3法人となっています。農業法人の耕作面積の多い地区は、清原 24.4ha、城山 5.8ha となっています。



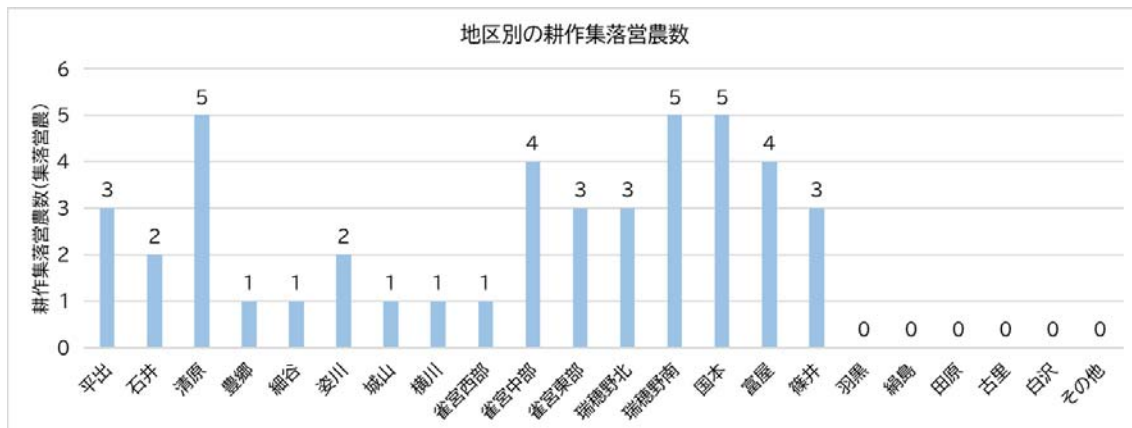
※ ※宇都宮市農業企画課調べ



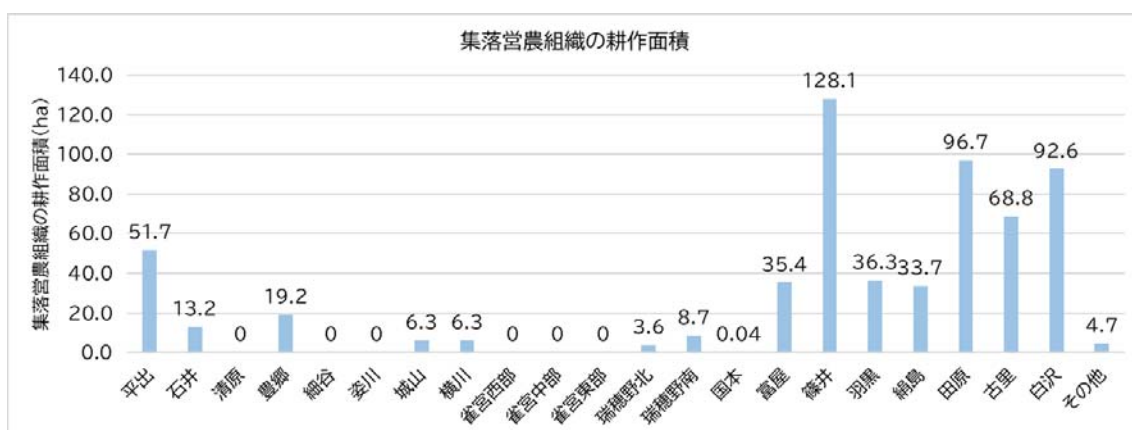
※ ※宇都宮市農業企画課調べ

(10) 地区別の耕作集落営農組織数

地区別の耕作している集落営農組織数は、清原、瑞穂野南、国本の5集落営農が多く、次いで、雀宮中部、富屋の4集落営農となっています。集落営農組織の耕作面積の多い地区は、篠井 128.1ha と最も多く、次いで、田原 96.7ha、白沢 92.6ha となっています。



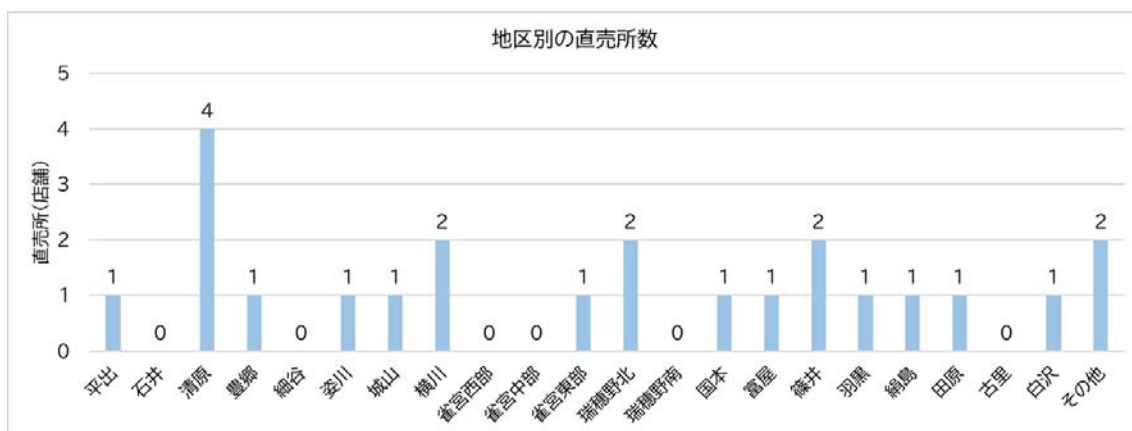
※ 宇都宮市農業企画課調べ



※ 宇都宮市農業企画課調べ

(11) 地区別の直売所数

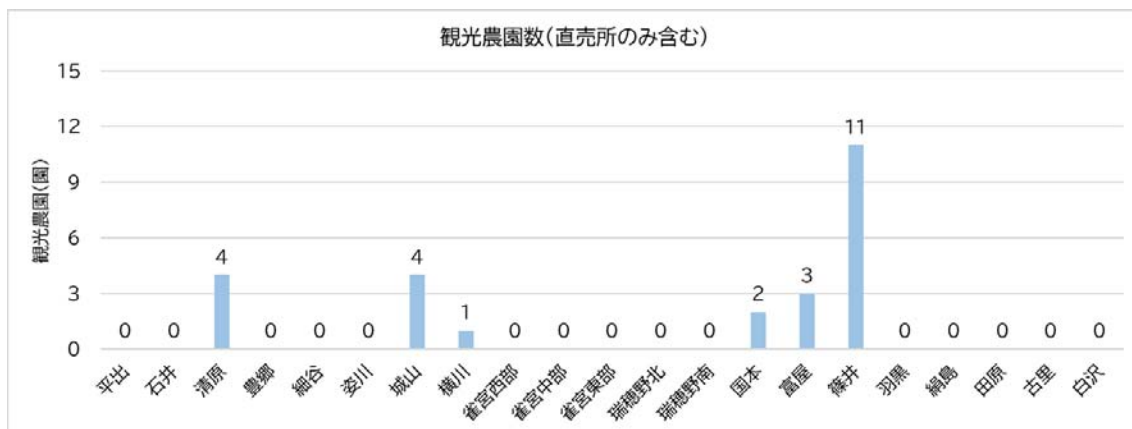
地区別の直売所数は、清原4店舗と最も多く、次いで、横川、瑞穂野北、篠井、その他が2店舗となっています。地区によっては、直売所が無い地区が存在しています。



※ ※宇都宮市農業企画課調べ

(12) 地区別の観光農園数

地区別の直売所数は、篠井11園と最も多く、次いで、清原、城山が4園となっています。なお、観光農園数には、収穫体験のほか、農園での消費者への直売を実施している農園を含みます。



※ ※宇都宮市農業企画課調べ

(13) 地区別の農地面積

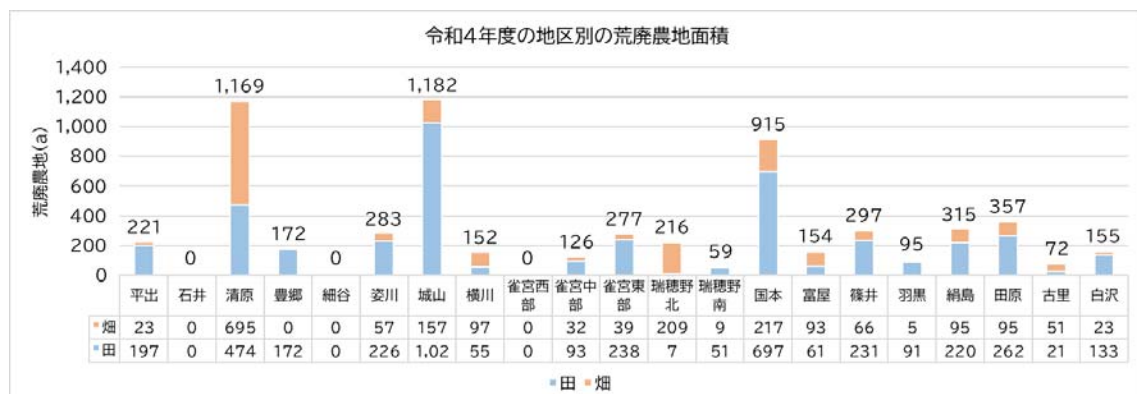
地区別の農地面積について、農地面積の多い地区は、清原 1,465ha と最も多く、次いで、絹島 1,112ha、城山 1,030ha、田原 1,016ha となっています。地目については、地区の多くが田の割合が多くなっていますが、畑の多い地区は、清原 793ha、城山 456ha となっており、農地面積の畑の割合を見ると、雀宮西部 61%（73ha）、清原 54%となっています。



※ ※宇都宮市農業企画課調べ

(14) 地区別の荒廃農地面積

地区別の荒廃農地面積は、城山 1,182a と最も多く、次いで、清原 1,169a、国本 915a となっています。



※ ※宇都宮市農業企画課調べ

5 用語の説明

か 行

- 花き（かき）
観賞の用に供される植物
（切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用、苗もの、芝類、地被植物類）
- 家族経営協定
家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの
- 観光農園
農業を営む者が、ほ場において、観光客等に自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は鑑賞させ代金を得ている事業
- 基幹的農業従事者
農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者
- グリーン・ツーリズム
緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
- 経営耕地面積
農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、地権者から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計
経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－遊休農地＋借入耕地
- 交流人口
通勤や通学、観光、レジャー等で、一時的に地域と交流する人々の数

さ 行

- 市街化区域・市街化調整区域
都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内も優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域として区分された区域
- 樹園地
果樹、茶、桑などの木本性（もくほんせい）周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で、当該作物が1a以上まとまっているもので肥培管理※している土地
※耕うん、整地、種まき、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業
- 自給的農家
経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
- 集落営農組織
集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織

- 市民農園
レクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいい、一般の方が農業を体験できる農園
- スマート農業
ロボット技術やA I（人工知能）、I C T（情報通信技術）、ゲノム（遺伝情報）編集技術、再生医療技術などの先端技術を活用し、食料生産における省力化や生産性向上、高品質化、環境負荷の低減化を図ること
- 生産緑地
市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとして定めた生産緑地地区内の土地又は森林

た 行

- 多面的機能支払交付金活動
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動であり、地域資源の適切な保全管理につながる活動
- 中心経営体
将来(5～10年)にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担う者であり、人・農地プランに位置づけられた農業者
- 土地改良事業
農業農村を整備する事業のうち、かんがい排水、ほ場整備、農道整備等の農業生産基盤の整備および、水質保全、たん水防除、国営造成施設管理等の農村の保全と管理を行う事業

な 行

- 認定農業者
農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を国、県、市町村が認定した農業者
- 農家
経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
- 農業経営体
農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 - (1)経営耕地面積が30a以上の規模の農業
 - (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が、次の農業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培面積	350㎡
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a

⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3)農作業の受託の事業

- 農業委員会

『農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進）』を中心に，農地法に基づく農地の権利移動の許可，農地転用案件への意見具申など，農地に関する事務を執行する行政委員会として，市町村に設置されている。

- 農業従事者

15 歳以上の世帯員のうち，調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者

- 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき，今後，相当期間(概ね 10 年以上)にわたり，総合的に農業を推進することが必要と定められた地域であり，農林水産大臣が策定した基本方針にのっとり，都道府県知事が，農林水産大臣と協議の上，農業振興地域を指定する。

- 農用地区域(青地)・農用地区域外(白地)

農業振興地域内で，市町村と都道府県知事が協議して定めた農用地を農用地区域(青地)といい，それ以外の区域を農用地区域外(白地)という。

- 農地バンク・農地中間管理機構

都道府県，市町村，農業団体等が出資して組織されている法人であり，都道府県知事が県に一つに限って指定することができ，「地域計画」に基づき，所有者不明農地，遊休農地も含め所有者等から借受け，担い手等へ貸付を行い，農地の集積・集約化を進める機構をいう。

- 農地の集積

農業者が農地を所有し，又は借り入れること等により，利用する農地面積を拡大すること

- 農地の集約

農地の利用権を交換すること等により，耕作している農地の分散を解消することで，農作業を連続的に支障なく行えるようにすること

- 農業産出額

市町村別農業産出額は，品目別生産数量と品目別農家庭先販売価格から算出される都道府県別農業産出額×(地町村別作付面積等/都道府県別作付面積等)で推計された農業生産の実態を金額で表したものをいう。

- 農業生産資材

農業機械(トラクター，コンバイン，田植機等)，肥料，農薬，電力等の農業生産において必要な資材をいう。

- 農業DX

農業生産営農に加えて、流通や販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、CO₂排出対策なども含めた農業全体を、最先端の科学技術やデータ利活用を通じて変革することをいう。

- 農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組をいい、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

は 行

- 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

- 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

ま 行

- 農地の守り手・支え手

「実質化された人・農地プラン」に地域の農地を守っていく農業者を本市独自に「守り手・支え手」として位置づけ、中心経営体と併せて搭載している。

や〜行

- 有機農業

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

- 遊休農地

農地法で定められた用語であり、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」をいう。

- 利用権設定

農地を貸借する場合の方法の一つであり、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める農用地利用集積計画により権利を設定・移転する方法をいう。また、農地を貸借する場合の方法は、農地法の許可を受ける方法や農地中間管理事業を活用する方法もある。

- 6次産業化

農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産などの1次産業だけでなく、食品加工や流通・販売などの2次産業や3次産業にも取り組むことをいう。

- GAP認証制度

GAPとは、農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいい、GAPの取組が正しく実施されていることを第三者機関の審査により、確認・証明してもらうことをGAP認証という。